

No. 1323 (2025. 4.17)

2025 年年金制度改革

—基礎年金の給付水準底上げ案をめぐる論点—

はじめに

I 公的年金制度の概要と被保険者の種類

II 基礎年金の給付水準低下への懸念

- 1 老齢基礎年金の概要と給付水準
- 2 基礎年金の給付水準低下の影響

III 基礎年金の給付水準低下の理由

- 1 財政構造
- 2 マクロ経済スライド

3 基礎年金の調整期間の長期化

IV 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

1 意義・方法・効果

2 論点

おわりに

キーワード：公的年金、財政検証、基礎年金、基礎年金財政、厚生年金財政、積立金、所得再分配、マクロ経済スライド、名目下限措置、年金制度改革

- 2024年7月に公表された2024年年金財政検証では、年金財政が2019年の前回検証時より改善したことが示された。ただし、基礎年金の給付水準の低下は引き続き大きいと見通された。
- 基礎年金の給付水準の低下は全ての年金受給者に影響が及ぶ。特に基礎年金しか受給できない者や、現役期の平均賃金水準が低かった者への影響が大きく、逆進性がある。就職氷河期世代の年金額が低くなることを懸念する見方もある。
- 厚生年金財政の積立金を基礎年金に重点的に活用することで基礎年金の給付水準を底上げする案がある。ただし、積立金の活用の是非、国庫負担の増加、足下で年金額が低下する期間が生じる可能性、といった点から議論がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働課 なかさと たかし 中里 孝

はじめに

2024 年 7 月に 2024 年年金財政検証¹（以下「2024 年財政検証」）が公表された。この結果を踏まえ、年金制度改革に向けた議論が行われる。2024 年財政検証では基礎年金²の給付水準低下が「厚生年金（報酬比例部分）」（以下「報酬比例部分」）に比べ大きいことが示された。本稿では基礎年金の給付水準底上げ案として検討されている「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了³」（以下「給付調整の早期終了」）について論点を整理する。

I 公的年金制度の概要と被保険者の種類

現在の我が国の公的年金制度は国民皆年金であり、20 歳以上 60 歳に達するまでの全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員や公務員など（以下「会社員等」）が加入する厚生年金保険による、いわゆる「2 階建て」⁴と呼ばれる構造になっている。

国民年金の被保険者には、第 1 号被保険者（自営業者、フリーランス、農林漁業者、学生、無職の人など）、第 2 号被保険者（会社員等）、第 3 号被保険者（第 2 号被保険者に扶養される配偶者（性別は問わないが 98%が女性⁵））の 3 種類がある（図 1）（以下、それぞれ「1 号」、「2 号」、「3 号」）。原則として、厚生年金保険に加入すると同時に、国民年金の 2 号となる。一時点を切り取れば、被保険者ごとの人数は図 1 のとおりであるが、生涯を通じ、時々の状況に応じて被保険者種別は変化し得る。年金額はそれぞれの加入履歴に基づいて算定される。

図 1 公的年金制度の概要

2階	厚生年金保険		
1階	国民年金（基礎年金）		
	1号 1387万人	2号 4672万人	3号 686万人

（出典）厚生労働省年金局「令和 5 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」2024.12, p.2. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001359541.pdf>> 等を基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 7（2025）年 4 月 9 日である。なお、本稿は、論点を簡潔に整理することを目的とするため、制度・財政構造等の詳細に係る記述は省略又は簡略化している。

¹ 公的年金（国民年金及び厚生年金）の財政について、政府は少なくとも 5 年ごとに、収支の現況とおおむね 100 年先までの見通しを作成し（「財政検証」）、その健全性を検証することが法定されている。2024 年年金財政検証の概要と評価については、中里孝「2024 年年金財政検証の概要と評価」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1295 号、2024.11.19. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13798205>> を参照されたい。

² 公的年金には老齢年金のほか、障害年金、遺族年金があり、それぞれに基礎年金、厚生年金（報酬比例部分）があるが、本稿では原則として老齢年金を念頭に記述する。

³ 従来は「マクロ経済スライドの調整期間の一致」と呼ばれていたが、その趣旨や目的が伝わりにくいとの理由から呼び方が変えられた（「第 21 回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.11.25. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241202.html>）。基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整を早期終了させる方策は様々あるが、本稿で「給付調整の早期終了」と言う場合は、厚生年金財政の積立金を活用する方策を指す。

⁴ 私的年金（企業年金、個人年金）を合わせれば「3 階建て」となる。

⁵ 厚生労働省年金局「令和 5 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」2024.12, p.2. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001359541.pdf>>

1号は、定額の国民年金保険料を納め、基礎年金を受給できる。2号は、報酬に連動した厚生年金保険料⁶を納め、基礎年金と報酬比例部分を受給できる。3号は、年金保険料を自ら納めることはないが、基礎年金を受給できる。

II 基礎年金の給付水準低下への懸念

1 老齢基礎年金の概要と給付水準

基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの40年間の国民年金の加入期間等に応じて年金額が計算され、原則の支給開始年齢は65歳である。2025年度の国民年金保険料は月額17,510円であり、新規裁定者（67歳以下の者）が保険料を40年間納付し満額支給を受ける際の月額額は69,308円である⁷。

近年、基礎年金の給付水準低下が懸念されている。2024年財政検証における「過去30年投影ケース」（以下「過去30年投影」）⁸の場合、基礎年金に対するマクロ経済スライド⁹（Ⅲ2で詳述）による給付調整（以下「スライド調整」）が終了する2057年度には、2024年度と比べ、基礎年金の所得代替率¹⁰が約3割、実質額が約2割低下すると見通された¹¹。

2 基礎年金の給付水準低下の影響

基礎年金は公的年金制度の1階部分であり（図1）、その給付水準低下は全ての年金受給者に影響が及ぶ。影響の程度は現役期の働き方や賃金水準によって異なり、基礎年金しか受給できない者（生涯を通じて1号又は3号の者）、報酬比例部分の額が低い者（現役期の平均賃金水準が低かった2号や2号としての期間が短い者）への影響が大きい。

図2は、2号としての期間を有する者について基礎年金の給付水準の変化とその影響を示した概念図である。報酬比例部分の額は原則として現役期の平均賃金水準に比例するのに対し、基礎年金は定額である。定額である基礎年金の存在により、現役期の平均賃金水準の差に比べ、年金給付額の差は小さくなる。すなわち、所得再分配機能がある。仮に図2の左の状態から右の状態のように基礎年金の給付水準が低下すると、厚生年金財政から基礎年金の給付に充てられる額が減少し（財政構造についてはⅢ1で後述）、その分、報酬比例部分の給付に充てられ

⁶ 標準報酬月額や標準賞与額に保険料率18.3%を乗じた額であり、労使で折半して負担する。

⁷ 厚生労働省「令和7年度の年金額改定についてお知らせします」2025.1.24, pp.1, 4. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>>

⁸ 財政検証では、将来の人口や労働力、経済の前提を基にした複数のケースが設定され、各ケースにつき、公的年金の財政収支や給付水準の見通しが示される。「過去30年投影ケース」は、有識者が2024年財政検証を論ずる際に主に参照しているケースであり、設定された4ケースの中で実質経済成長率が上から3番目（▲0.1%）のケースである。同ケースに対し、「実質ゼロ成長が続くという控え目な経済を想定した見通し」とする説明がある（「第23回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.12.10. 厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241217.html>）。

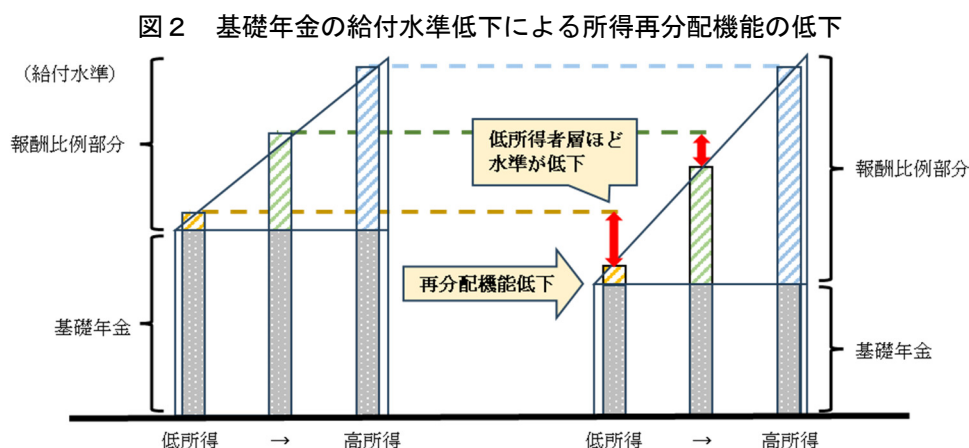
⁹ マクロ経済スライドとは、年金の給付水準を現役世代の保険料等で賄える範囲に調整（抑制）する仕組みである。公的年金財政を均衡させるため、一定期間にわたり、賃金や物価の伸びよりも年金給付水準の伸びを抑制する。財政均衡（おおむね100年後においても十分な積立金（給付費1年分）を保有できる状態）が見込まれるようになると調整は終了する。財政検証では、給付水準調整終了年度の見通しが示される。

¹⁰ 年金を受給し始める時点（新規裁定時）の年金額が、現役世代男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に占める比率として表される。本稿で、単に「所得代替率」とした場合、「モデル年金の所得代替率」を指す。「モデル年金」は、平均的な賃金で40年間厚生年金保険に加入した夫と40年間専業主婦の妻から成る世帯の年金額をいう。

¹¹ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和6（2024）年財政検証結果—」（第16回社会保障審議会年金部会 資料2-1）2024.7.3, p.11. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270530.pdf>>

る財源が増加する。結果、現役期の平均賃金水準が低かった者ほど年金全体の低下率が大きくなるという逆進的な問題を招き¹²、所得再分配機能が低下する。

基礎年金の給付水準低下は、貧困高齢者や生活保護受給者の増加¹³につながる¹⁴。特に「就職氷河期世代」¹⁵の年金額が低くなることを懸念する見方がある¹⁶、人口に占める割合が高い¹⁷同世代の年金不安を払拭することは重要な政策課題であるとの指摘もある¹⁸。そのほか、特に高齢化率の高い地域の経済に対するダメージになるとする見方¹⁹や、老齢基礎年金だけでなく障害基礎年金や遺族基礎年金も低下するという観点からも基礎年金の給付水準低下を防ぐ必要があるとの見方もある²⁰。



(出典) 厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)について」(第21回社会保障審議会年金部会 資料1) 2024.11.25, p.4. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359218.pdf>> を参考に筆者作成。

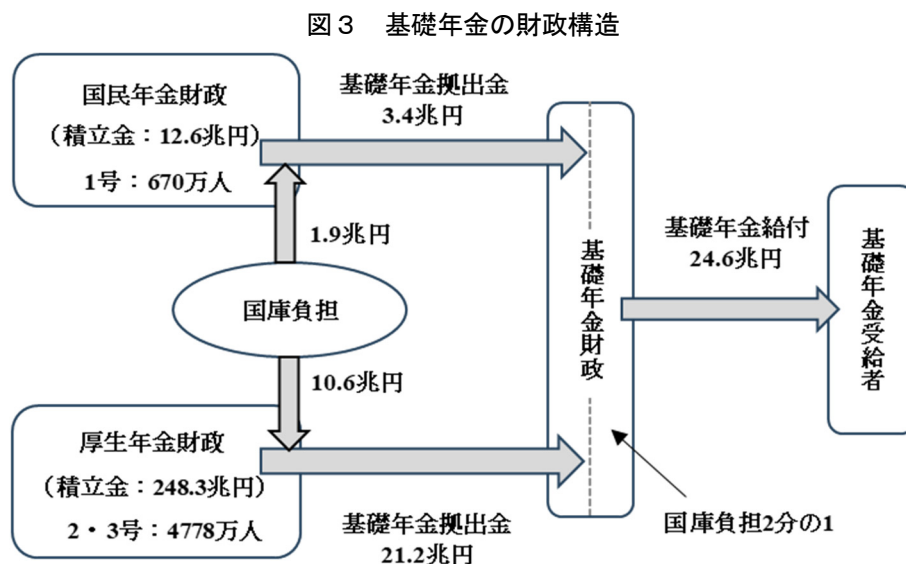
- ¹² 中嶋邦夫「調整期間一致の主な効果は逆進的な年金削減の根本的な解消」『保険・年金フォーカス』2023.11.14, p.2. ニッセイ基礎研究所 HP <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/76689_ext_18_0.pdf>
- ¹³ 基礎年金の給付水準低下によって生活保護の支給対象者・額が増える可能性が高まるが、基礎年金しか受給できない割合は低下しつつあり、被用者保険の適用拡大によって、その割合の低下が更に進むことに留意する必要があるとの指摘もある(中嶋邦夫「基礎年金の水準低下とその対応策」『社会保障研究』4巻4号, 2020, p.462.)。
- ¹⁴ 駒村康平「(経済教室)年金財政の展望と課題(上)基礎年金の水準低下 防げ」『日本経済新聞』2024.3.19.
- ¹⁵ 厚生労働省によれば、1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を呼ぶとされている(「就職氷河期世代の方々への支援について 就職氷河期とは」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/about/>)。
- ¹⁶ 就職氷河期世代の男性の正社員率は40歳代でバブル世代と同水準に到達した。ただし、年金給付額は、現役期のキャリア・収入が反映されるため、それまでの経済状況が高齢期にまで影響を及ぼす(「氷河期世代の男性正社員率、やっとバブル並み 老後不安」『日経速報ニュース』2025.2.11;「玄田議員提出資料」(第5回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム 資料2) 2023.5.18, p.1. 内閣官房 HP <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/suishin_platform/dai5/siryou2.pdf>; 駒村康平「年金部会資料」(第24回社会保障審議会年金部会 駒村委員提出資料) 2024.12.24. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001362107.pdf>>.)。
- ¹⁷ 日本人の約6人に1人に相当する約2000万人とされる(近藤絢子『就職氷河期世代—データで読み解く所得・家族形成・格差—』中央公論新社, 2024, pp.4-5.)。
- ¹⁸ 堀有喜衣氏(労働政策研究・研修機構)の指摘(「第23回社会保障審議会年金部会(議事録)」前掲掲(8))。2024年財政検証で行われた年金額の分布推計によると、就職氷河期世代は厚生年金保険の加入期間が長い者の割合が上の世代よりも高まるにもかかわらず、平均年金額は前後の世代に比べて低くなると推計されている(「過去30年投影」の場合)。「令和6(2024)年財政検証関連資料②—年金額の分布推計—」(第16回社会保障審議会年金部会 資料4-2) 2024.7.3, pp.6, 8, 11. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270498.pdf>>
- ¹⁹ 西沢和彦「基礎年金で削減幅大きく 高齢者の購買力にダメージ」『エコノミスト』101巻25号, 2023.7.11, p.31. 令和32(2050)年には25道県で65歳以上人口割合が40%を超え、最も高い秋田県では49.9%に達するとの推計がある(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計—令和2(2020)～32(2050)年—」2023.12.22, pp.12-13. <<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/1kouhyo/gaiyo.pdf>>.)。
- ²⁰ 駒村康平教授(慶應義塾大学)の見方(「第21回社会保障審議会年金部会(議事録)」前掲掲(3))

Ⅲ 基礎年金の給付水準低下の理由

基礎年金の給付水準低下が報酬比例部分に比べて大きい理由や「給付調整の早期終了」の仕組みを理解するために、本章では、年金の財政構造を概観した後、マクロ経済スライドの導入経緯、仕組みと効果等を概説する。

1 財政構造

公的年金財政には、1号の国民年金保険料が収納される国民年金財政²¹と、2号の厚生年金保険料（事業者負担分を含む。）が収納される厚生年金財政があり、各財政からの基礎年金拠出金（2分の1は国庫負担）が基礎年金財政に入り、基礎年金財政から基礎年金が給付される構造となっている（図3）²²。各財政からの基礎年金拠出金の額は「1号（納付者のみ）」（国民年金財政）と「2号+3号」（厚生年金財政）の人数比で按分（あんぶん）して決定される²³。



(注) 令和4年度の値。1号の人数は拠出金算定者数（保険料納付済月数等を基に人数換算した数）。

(出典) 厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）について②」（第23回社会保障審議会年金部会 資料2）2024.12.10, p.36. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359255.pdf>> を基に筆者作成。

2 マクロ経済スライド

(1) 導入経緯

2004年年金制度改革では、将来の現役世代の過重な負担を回避する観点から、保険料水準の上限を固定することが定められ、積立金の活用を含め、定められた財源の範囲内で長期的な給

²¹ 本稿でいう「国民年金財政」は、1号に係る部分のみを指す。

²² 厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）について②」（第23回社会保障審議会年金部会 資料2）2024.12.10, pp.35-36. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359255.pdf>>

²³ 同上, p.36.

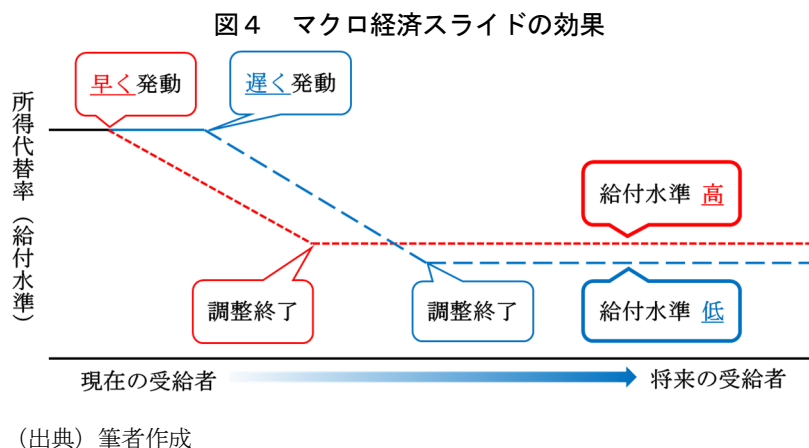
付と負担の均衡を図ることとされた²⁴。その前提の下で将来世代の給付を確保するためには、財政の均衡が図られるまでの一定期間、足下の給付水準を調整する必要がある²⁵。そこで、給付水準調整のために導入された仕組みが、年金支給額の伸びを物価や賃金の伸びの範囲内で抑制するマクロ経済スライドである。

(2) 仕組みと効果

年金支給額は毎年度改定され、改定率は物価（前年の消費者物価指数）の変動率と賃金（名目手取り賃金）の変動率²⁶を比較し、一定のルールに基づいていずれかの変動率が適用される。マクロ経済スライドによる給付調整が行われる期間（以下「スライド調整期間」）²⁷については、これにスライド調整率²⁸を反映させて実際に適用される年金改定率が決定される²⁹。

スライド調整による給付抑制が早く進むほど、年金財政に余裕が生まれ、将来世代の給付水準の低下を抑止することができる（図 4）。ただし、スライド調整によって年金の名目額が前年度よりも下回ることはないような仕組み（以下「名目下限措置」）が設けられているため、賃金や物価が伸び悩む中では給付水準の抑制が十分に進まない。

スライド調整は基礎年金と報酬比例部分それぞれに対して行われる。



²⁴ 「[年金制度の仕組みと考え方]」第 6 平成 16 年改正年金財政フレームと財政検証」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_006.html>

²⁵ 同上

²⁶ 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と 3 年度前の可処分所得割合変化率を乗じたものである（厚生労働省 前掲注(7), p.3.）。

²⁷ マクロ経済スライドの終了条件は、①財政検証の結果、5 年以内に所得代替率が 50%を下回ると見込まれる場合、又は、②マクロ経済スライドを行わなくても年金財政が長期的に持続可能と認められるとき、である（国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 2 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 34 条第 2 項、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 16 条の 2 第 2 項）。

²⁸ 「公的年金全体の被保険者数の減少率（3 年平均）」に「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」を加えた率であり、毎年度変わる（「スライド調整率」2012.11.16.更新。日本年金機構 HP <<https://www.nenkin.go.jp/service/yogo/sagyo/slidechوسي.html>>）。スライド調整率は、被保険者数の増減に依存することから、マクロ経済スライドによる給付抑制を小さくするためには、被保険者の拡大による財政基盤強化が重要である（木村真「視点(164)マクロ経済スライドの現状と課題」『企業年金』42 巻 4 号, 2023.5, p.20.）。

²⁹ 具体的には 2025 年度の場合、物価変動率が 2.7%、賃金変動率が 2.3%であった。このように物価変動率 > 賃金変動率の場合、賃金変動率を年金改定率とするルールであることから 2.3%が適用され、そこに同年度のスライド調整率である 0.4%を反映させ、年金改定率が 1.9%と定まった。厚生労働省 前掲注(7), p.3.

(3) 調整期間の決定方式

現行制度では、基礎年金拠出金が支出の大部分を占める国民年金財政が均衡するように基礎年金の給付水準が決定される。すなわち、公的年金の1階部分として全国民共通である基礎年金の給付水準が、1号に係る国民年金財政の状況のみに依存して決定される³⁰。報酬比例部分のスライド調整期間は、国民年金財政が均衡するように定められた基礎年金の給付水準を所与として、厚生年金財政が均衡するように決定される(2段階方式)³¹。よって、国民年金財政が悪化すると基礎年金のスライド調整期間が長期化し、基礎年金の給付水準が低下する一方、厚生年金財政は基礎年金の給付水準低下に伴い基礎年金拠出金が減少することから余裕が生じ、報酬比例部分の調整期間が短くなる。これにより、基礎年金の給付水準の低下は、報酬比例部分よりも大きくなる。

3 基礎年金の調整期間の長期化

マクロ経済スライドの仕組みが創設された2004年の財政再計算³²の基準となる前提(基準ケース)の場合、スライド調整は国民年金財政、厚生年金財政ともに2023年度で終了すると見通された³³。しかし、スライド調整が2025年度まで計6回³⁴しか発動していないこともあって支給額の抑制が進まず³⁵、両財政ともスライド調整は終了していない。2024年財政検証の「過去30年投影」の場合、スライド調整の終了時期について、報酬比例部分は2026年度、基礎年金は2057年度とされ、両者で調整期間が大きくズレるとともに基礎年金の調整期間が長期化すると見通された³⁶。

ズレの要因は、①デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせたことから下がらなかったことによる国民年金財政の悪化³⁷、②女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や3号の減少が進んだことによる厚生年金財政の改善、の2点である³⁸。

IV 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

既述のとおり、基礎年金の給付水準が大きく低下する懸念があることから、その対策の一つとして、「給付調整の早期終了」が検討されている。以下、その意義、方法、効果を概観した

³⁰ 厚生労働省年金局 前掲注(22), p.39.

³¹ 同上

³² 2004年年金制度改革による「財政検証」が行われるようになる前は5年に1度「財政再計算」が行われていた。

³³ 厚生労働省年金局数理課「厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果」2005.3, p.22. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/report/pdf/all.pdf>>

³⁴ 2015、2019、2020、2023、2024、2025年度である。なお、2015年度は前年度の消費税率上げが物価上昇に大きく影響した可能性が指摘されている(木村 前掲注(28), p.21.)。

³⁵ 1999年度から2001年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法で年金額が据え置かれたことなどにより、本則どおりに改定した場合の水準よりも高い水準(以下「特例水準」)の年金が支給されることとなった。特例水準は、物価が上昇した年に年金額の引上げを抑制することによって解消し、解消後にスライド調整が実施されることとされていた。しかし、デフレ下で特例水準の解消が進まず、2012年の年金改革によって、2013年度から2015年度にかけて特例水準の解消が行われた。スライド調整が進まなかった理由には、この特例措置の影響もある。特例水準と本来水準との年金給付の差額は2000年度から2012年度までの累計で約8兆円である(「平成25年10月以降の年金額について」[2013.9.27], pp.1-2. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ho_kabunya/shakaihoshou/seido/dl/h25-10_01.pdf>)。

³⁶ 厚生労働省 前掲注(11), p.11.

³⁷ 報酬比例部分は、賃金の低下が将来の給付の減少につながるのに対し、基礎年金は、賃金が低下しても物価下落分までしか下がらないルールであったため、基礎年金の方が賃金の低下による財政悪化の影響が大きかった。年金額改定ルールの見直しにより、2021年度以降については、こうした違いによる差は生じない。厚生労働省年金局 前掲注(22), p.38.

³⁸ 同上

後、主な論点を整理する。

1 意義・方法・効果

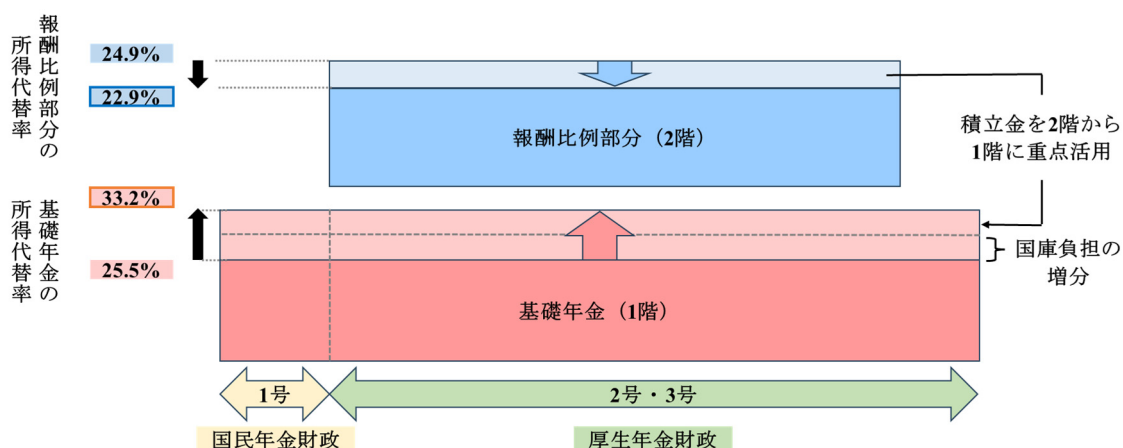
(1) 意義

施策の意義として、①基礎年金の給付調整を早期に終了させることにより、賃金や物価に連動した年金額を実現でき、同時に将来の基礎年金の給付水準も向上すること、②将来においては、厚生年金の受給者を含め、ほぼ全ての受給者の年金水準が上昇する（特に再分配機能の強化による低所得層への効果が大きい。）こと、の2点が挙げられている³⁹。

(2) 方法

調整期間の決定方式を現行の2段階方式から、公的年金全体の財政均衡で決定する1段階方式とし、報酬比例部分のスライド調整を継続し、基礎年金拠出金の算定方法を現行の被保険者数の人数割りに加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することで、基礎年金の給付調整を早期終了することができる⁴⁰。この場合、厚生年金財政の積立金が現行制度よりも多く基礎年金に活用される（図5）。

図5 「給付調整の早期終了」による基礎年金水準の引上げ（イメージ）（「過去30年投影」）



（出典）厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）について②」（第23回社会保障審議会年金部会 資料2）2024.12.10, p.2. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359255.pdf>> を基に筆者作成。

(3) 効果

図5のとおり、調整終了後の所得代替率について、報酬比例部分は低下し、基礎年金は上昇する。「過去30年投影」の場合、基礎年金に充てられる国庫負担の増分の効果と併せ、将来的には99.9%の受給者について、基礎年金と報酬比例部分を併せた年金（以下「総年金」）の給付水準が上昇する⁴¹。

図6は「過去30年投影」の場合について、将来にわたっての効果を示した概念図である。「給付水準の早期終了」を実施すると両財政ともスライド調整が2036年度に終了する（調整期

³⁹ 同上, p.25.

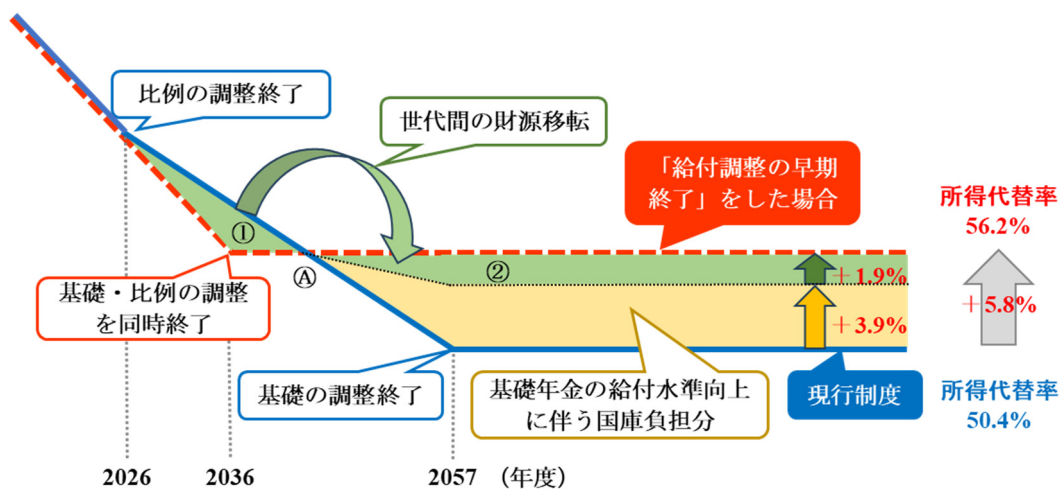
⁴⁰ 同上, pp.25, 39.

⁴¹ 同上, p.2.

間は、基礎年金では 21 年短縮され、報酬比例部分では 10 年延長される。) ⁴²。将来の給付水準は現行制度を維持した場合に比べて上昇し (図 6A から右)、就職氷河期世代以後の年金水準の確保 (特に低年金) に効果があるとされる⁴³。ただし、報酬比例部分に対するスライド調整が現行より長引くことから、総年金の給付水準が低下する期間が生じる (図 6A より左) ⁴⁴。その間の報酬比例部分の給付抑制規模は 15 兆円であり (図 6①の部分)、その分が将来世代の基礎年金給付に回り (図 6②の部分)、所得代替率が 1.9%ポイント上昇する。加えて、給付水準が相対的に高い状態でスライド調整が終了することにより、基礎年金に投入される国庫負担分が増え、所得代替率が 3.9%ポイント上昇 (合計で 5.8%ポイント上昇)。現行制度を維持した場合のスライド調整終了後の所得代替率は 50.4%まで低下するのに対し、「給付調整の早期終了」を実施した場合は 56.2%に上昇する。実際の影響は今後の社会経済状況によって変化し、実質 1.1%成長が続く「成長型経済移行・継続ケース」の場合、総年金の給付水準が低下する期間が生じず、全ての世代の全受給者において給付水準が上昇する⁴⁵。

図 6 のとおり、追加の国庫負担はスライド調整が終了した後、徐々に発生する (図 6A から右)。「過去 30 年投影」で、かつ被用者保険の更なる適用拡大による影響などを考慮しない場合、「給付調整の早期終了」の影響によって将来的に必要な追加の年間国庫負担は 2040 年時点で 5000 億円、2050 年度で 1 兆 8000 億円、2070 年度頃で 2.6 兆円となる⁴⁶。

図 6 「給付調整の早期終了」による将来の給付水準の上昇効果 (「過去 30 年投影」)



(注) 図中の「基礎」は「基礎年金」、「比例」は「報酬比例部分」を指す。

(出典) 厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了 (マクロ経済スライドの調整期間の一致) について②」 (第 23 回社会保障審議会年金部会 資料 2) 2024.12.10, p.11. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359255.pdf>> を基に筆者作成。

⁴² 社会経済状況次第では、更に早期に終了することも可能であり、例えば、年金資金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) の運用利回りが +0.2% 改善すると更に 3 年早く終了すると見込まれる。厚生労働省年金局「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了 (マクロ経済スライドの調整期間の一致) について」 (第 21 回社会保障審議会年金部会 資料 1) 2024.11.25, p.17. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001359218.pdf>> なお、両財政のスライド調整が同時に終了すると、その後の基礎年金と報酬比例部分の給付水準のバランスが将来にわたって固定されるため、そのバランスの妥当性も考慮する必要があることが指摘されている (中嶋前掲注(13), pp.465-466.)。

⁴³ 厚生労働省年金局 前掲注(22), p.3.

⁴⁴ 報酬比例部分の給付が高い者の方が低い者よりも年金額改定の影響が大きい。同上, pp.6, 8-9.

⁴⁵ 同上, p.4.

⁴⁶ 同上, p.26.

2 論点

(1) 厚生年金財政の積立金の活用

図5のとおり、厚生年金財政の積立金をより多く基礎年金に活用した場合、その一部は1号の（期間に対応する）給付にも充てられる。これを、積立金の「流用」と捉える見方や⁴⁷、被用者（会社員等）の負担増による基礎年金の救済策にすぎないとの見解⁴⁸がある。

他方、こうした見方に対する説明・反論としては、①厚生年金保険料や積立金は元々基礎年金にも充てられるものである⁴⁹、②改革の目的は全ての国民に共通する基礎年金の給付水準低下の抑制である⁵⁰、③生涯を通じて1号である者は少ない⁵¹、④報酬比例部分の減額、定額である基礎年金の増額によって厚生年金保険の加入者内での所得再分配機能を高める改革である⁵²、⑤1号の約4割がパートタイム労働者などの被用者であり、会社員（2号）対自営業者（1号）という構図で捉えるのは適切ではなく、被用者間の年金格差をめぐる課題でもある⁵³、⑥積立金は個人の持ち分ではなく、その多くは過去の被保険者が拠出した保険料の残余と運用益であり、必ずしも現在の被保険者が積み立てたものではない⁵⁴、といったものがある。ただし、⑥などの説明に対しては、2号の理解・納得が得られるか疑問であるとし、十分な理解が得られないと、年金制度に対する、特に2号の不信感が高まることが懸念されるといった見方もある⁵⁵。

厚生年金保険料は労使折半であり、事業者も負担している。事業者が拠出した保険料もその一部を構成する厚生年金財政の積立金が、厚生年金保険に関わりがなかった者への給付にも充てられることに対して、事業者側からは、納得することが難しく、国民年金制度のひずみを別で解消しようとしている印象がぬぐえないといった指摘がある⁵⁶。

この点に関しては、被用者保険の更なる適用拡大を大幅に進める方針を定めることとセットにすると、最終的には厚生年金保険の加入者内での所得再分配に近づくため、労働者団体や使用者団体の納得が得やすいのではないかとする見方がある⁵⁷。

(2) 国庫負担

基礎年金の給付水準低下を抑制する施策を実施すると、現行制度に基づく見通しどおりに給付水準が低下した場合に比べて必要な国庫負担が増加する。財政制度等審議会の建議では、基礎年金の給付水準改善に係る措置に関し、「将来世代に更なる負担を付け回すことのないよう、この増加分の国庫負担に対応した安定財源について確実に確保する方策とあわせて検討を行うべきである」とされている⁵⁸。社会保障審議会年金部会においても、財源確保が先送りにならない

⁴⁷ 「基礎年金上げ 流用否定」『毎日新聞』2025.2.8.

⁴⁸ 八代尚宏教授（昭和女子大学）の見解（「小手先でなく 年金抜本改革を」『産経新聞』2024.12.25.）。

⁴⁹ 厚生労働省年金局 前掲注(22), p.2.

⁵⁰ 駒村 前掲注(14)

⁵¹ 同上 駒村は、1号の制度は厚生年金保険に加入しない期間（学生、失業、無業の期間）をカバーする「補完年金」という役割に変質しつつあるとの見解を示している。

⁵² 西沢和彦「公的年金の縮小も検討を」（「複眼」今と未来の年金改革）『日本経済新聞』2025.2.17.）

⁵³ 中田大悟「次期年金制度改革の論点整理（1）：マクロ経済スライド期間の一致をめぐる課題」2023.4.28. 経済産業研究所 HP <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0721.html>

⁵⁴ 厚生労働省年金局 前掲注(22), p.21.

⁵⁵ 出口博基氏（日本経済団体連合会）の指摘（「第23回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(8)）

⁵⁶ 小林洋一氏（日本商工会議所）の指摘（同上）。

⁵⁷ 是枝俊悟氏（大和総研）の見方（「第21回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(3); 同上）。

⁵⁸ 財政制度等審議会「令和7年度予算の編成等に関する建議」2024.11.29, p.59. <https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20241129/01.pdf>

いよう担保することが大前提との意見がある⁵⁹。財源を探すとともに、多額の国庫負担を用いる価値がある制度改革かどうかにも十分に検討する必要があることも指摘されている⁶⁰。

給付水準の引上げが行われない場合、生活保護受給者が増える危険性があり、その場合、生活保護制度の面で財源確保の問題が生じる旨の見方がある⁶¹。他方で、低年金対策としては、受給者全てが対象となる基礎年金の給付水準の引上げよりも、他の社会保障政策を講じて、限られた財源を有効に使う方法を考えた方がよい旨の見解がある⁶²。

増加した国庫負担の財源は増税か国債の発行によって、いずれは国民負担になるとして、否定的な見解がある一方⁶³、賃金と物価の好循環が進んだ段階で、政治が責任を持って税負担を求めることが必要との見解もある⁶⁴。国庫負担が増えるというよりも基礎年金給付のために使われる国庫負担の減少を止めるものであるとの見方もある⁶⁵。

(3) 総年金額低下の可能性

「給付調整の早期終了」の実施により、報酬比例部分のスライド調整が現行制度よりも長く続いて年金の実質価値が低下する期間が生じる可能性があることから、財産権侵害（日本国憲法第 29 条）の有無について慎重な検討が求められるとの指摘がある⁶⁶。スライド調整が過去 6 回しか発動せず、給付水準の抑制が進まなかったこともあって所得代替率は 2004 年当時よりも高まっているため⁶⁷、現在の受給者は当初の見通しより「もらいすぎ」の状況との見方もある⁶⁸。

(4) 時期・条件

社会保障審議会年金部会における議論の整理では「給付調整の早期終了」の措置に関して、「経済が好調に推移しない場合に発動されうる備えとしての位置づけの下、さらに検討を深め

⁵⁹ 武田洋子氏（三菱総合研究所）の意見（「第 23 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(8)）。

⁶⁰ 是枝俊悟「マクロ経済スライドの調整期間の一致はどのような再分配をもたらすのか」2024.10.3, p.9. 大和総研 HP <https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/social-securities/20241003_024655.pdf>

⁶¹ 小塩隆士「財政検証と残された課題」『週刊社会保障』78 巻 3278 号, 2024.7.29, p.25. 小塩は「給付調整の早期終了」を含む年金制度改革を行ったとしても、就職氷河期世代の老後の所得保障において公的年金制度だけでは対応できず、生活保護制度への依存度が大きく高まるシナリオの蓋然性が高いとも述べている（小塩隆士「就職氷河期世代の老後所得保障」『週刊社会保障』77 巻 3205 号, 2023.2.6, p.27.）。

⁶² 権丈善一「特集・年金制度改革インタビュー（5）最優先は厚生年金の加入拡大」『官庁速報』2024.7.30.

⁶³ 八代尚宏教授（昭和女子大学）の見解（『産経新聞』前掲注(48)）。

⁶⁴ 中嶋邦夫氏（ニッセイ基礎研究所）の見解（「基礎年金、「最低保障」を維持」『日本経済新聞』2024.11.16.）。

⁶⁵ 高橋俊之「基調講演『基礎年金水準の改正経緯と今後の展望』（要旨）」『週刊社会保障』78 巻 3291 号, 2024.11.4, p.43.

⁶⁶ 島村暁代教授（立教大学）は、スライド調整の終期は元来不確定な面があること、現在の高齢者のみに過度な負担を押しつける内容とは言い難いこと、名目下限措置もあり高齢者の生活に重大な不利益があるとは言えないであろうこと、基礎年金の給付水準の悪化を阻止することは非常に重要な目的であり、制度の持続可能性に資する公益があること、などを踏まえ、合理的な制約として憲法 29 条違反にはならないと考えられる旨を述べている（島村暁代「基礎年金の給付調整の早期終了に関する一考察」『週刊社会保障』79 巻 3303 号, 2025.2.3, pp.44-45.）。嵩さやか教授（東北大学大学院）は、基礎年金の給付水準維持という目的に照らすと、憲法に違反するという不合理な引下げと評価されるおそれは低いのではないかとしつつ、その必要性や意義について丁寧な説明が必要と述べている（「第 23 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(8)）。

⁶⁷ 2004 年財政再計算の基準ケースでは、モデル年金の所得代替率が 2004 年度当時の 59.3%からスライド調整が終了する 2023 年度には 50.2%まで低下すると見通されていたが、2024 年度時点の所得代替率は 61.2%であり、2004 年度当時よりも高まっている。基礎年金だけ見ると 2004 年度 33.6%に対し、2024 年度時点で 36.2%である（中田前掲注(53); 厚生労働省 前掲注(11), p.3.）。

⁶⁸ 「残る「週 20 時間就労」の壁」『毎日新聞』2024.12.25; 「（風見鶏）年金改革、「氷河期」に届くか」『日本経済新聞』2025.2.2.

るべき」とされた⁶⁹。「経済が好調に推移しない場合」とは、「過去30年投影」のような場合を想定しているとされる⁷⁰。発動するか否かを今後の経済状況次第とすることに対しては、高成長に期待して発動が遅れることのないよう、楽観的な見通しを排除できるかが問われるといった指摘や⁷¹、経済状況が数年間上振れしたとしても長期の見通しの中での影響は小さいことから、将来、基礎年金の給付水準が低下して、生活保護者が増えることを避けるためにも速やかに実施すべきといった指摘⁷²がある。報酬比例部分のスライド調整終了が間近であり、基礎年金だけの調整が長期間続くことになると、年金財政の基本的なフレームが崩れる事態が生じかねないことから、それを避けるためにも2025年改正で実現すべきとの見解もある⁷³。

他方、基礎年金の給付水準を向上させる施策は「給付調整の早期終了」に限られないため、他の施策を優先すべき⁷⁴、他の施策と組み合わせて実施すべき、といった主張がある。加えて、国民年金財政自体の改善努力が示されていないことも問題であるとの指摘がある⁷⁵。

(5) 優先・同時に実施すべきとされる他の施策

他の施策としては、主に、(i) 基礎年金の拠出期間の延長（以下「45年化」）、(ii) 被用者保険の更なる適用拡大、(iii) マクロ経済スライドの名目下限措置撤廃、がある⁷⁶。

(i) 基礎年金の拠出期間の延長

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年から45年に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みにすると、給付水準が45/40上昇する。基礎年金の給付水準向上に加え、長寿化に伴い崩れた拠出期間と受給期間のバランスの回復といった観点から、有識者の間には前向きに評価する見解も多いが⁷⁷、財政検証の結果の改善を受け、厚生労働省は「基礎年金の拠出期間を延長し、国民に追加的な保険料負担を求めてまで給付水準を改善する必要性

⁶⁹ 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」2024.12.25, pp.30-31. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>>

⁷⁰ 「第24回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.12.24. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20250109.html>

⁷¹ 「主張 基礎年金の底上げ 会社員も納得する提案を」『産経新聞』2024.12.26.

⁷² 駒村康平「氷河期世代を放置するな」（『日本経済新聞』前掲注(52)）

⁷³ 石崎浩「年金改革の選択肢と展望—基礎年金の給付水準低下抑制策を中心に—」『生活経済政策』335号, 2024.12, p.16.

⁷⁴ 例えば、永井幸子氏（UA ゼンセン）は、被用者保険の更なる適用拡大や基礎年金の保険料拠出期間の延長に優先的に取り組むべきと述べている（「第21回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(3)）。連合の芳野友子会長も、これらの施策で対応すべき旨の見解を示している（芳野友子「男女対等へ3号廃止を」（『日本経済新聞』前掲注(52)）。低年金者の年金本体がそもそも小さいため、「給付調整の早期終了」の効果は大きくないとの指摘もある（権丈善一教授（慶應義塾大学）の指摘（「第23回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(8)））。

⁷⁵ 出口博基氏（日本経済団体連合会）の指摘（「第23回社会保障審議会年金部会（議事録）」同上）。出口は、応能負担を求める観点から、国民年金保険料の在り方の見直しを検討していくこともあり得ると述べている（「第21回社会保障審議会年金部会（議事録）」同上）。

⁷⁶ そのほかにも、国民年金保険料の引上げ、基礎年金の国庫負担割合の引上げ、年金の支給開始年齢の引上げ、基礎年金の社会扶助方式（税方式）への移行、などを求める意見もある。

⁷⁷ 例えば、高橋俊之「2024年の年金財政検証の結果」（年金制度改革の議論を読み解く 7）2024.7, p.19. 日本総合研究所 HP <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/15136.pdf>>; 駒村康平「2024年年金財政検証とその課題」『経団連タイムズ』No.3639, 2024.6.6. <https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0606_08.html>; 玉木伸介「公的年金制度の課題と将来—2024年財政検証を踏まえて—」『週刊社会保障』78巻3280号, 2024.8.12・19, pp.141-142; 森信茂樹「年金財政検証から見る年金制度改革の論点」2024.8.5. 東京財団政策研究所 HP <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4549>>

は乏しい」と受け止めたとして⁷⁸、2025 年年金制度改革では「45 年化」は見送られた。基礎年金の給付水準向上のために「45 年化」を再検討すべきとする指摘もある⁷⁹。

(ii) 被用者保険の更なる適用拡大

1 号から 2 号に移行する者が増えた場合、1 人当たりで見た国民年金財政の積立金が増加し、国民年金財政上、プラスになる⁸⁰。これにより、基礎年金拠出金の仕組みを見直さずとも、両財政のスライド調整期間一致に近づき⁸¹、基礎年金の給付水準低下の抑制にもつながる⁸²。積立金を活用した年金財政間の財源調整の程度は小さくなるため「給付調整の早期終了」とセットで議論すべきとの見解がある⁸³。

国庫負担の観点からは、人為的な積立金の調整を伴う「給付調整の早期終了」に比べて、被用者があるべき年金制度でカバーされることによって生じる国庫負担増は、制度的に筋が通りやすいとの見方がある⁸⁴。1 号が 2 号となって勤務先の健康保険に加入すれば、医療保険における公費負担が減少する効果もあるため⁸⁵、「給付調整の早期終了」よりも財政的な実現可能性が高いとする見解もある⁸⁶。

(iii) マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃

国民年金財政が悪化した要因の一つは、マクロ経済スライドに名目下限措置があるために給付水準の抑制が進まなかったことにある⁸⁷。名目下限措置が撤廃⁸⁸されれば、物価や賃金が低迷する状況が生じたとしても毎年スライド調整が行われ、国民年金財政の悪化の程度を抑制し得

⁷⁸ 「武見大臣会見概要」2024.7.3. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00716.html>

⁷⁹ 『産経新聞』前掲注(71)

⁸⁰ 木村 前掲注(28), p.20.

⁸¹ 「インタビュー 大和総研 是枝俊悟氏（年金部会委員）に聞く 次期年金制度改革では社会経済状況の変化に見合った議論を」『web 年金広報』vol.122, 2023.5, p.4. 年金・福祉推進協議会 HP <https://www.npo-nenkin.jp/web_koho/source/vol122_interview.pdf>

⁸² 被保険者個人について見ると、厚生年金保険に加入した場合、老後に老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金も受給できるようになるため、総年金額が増加する。また、障害を負った場合には障害基礎年金に加えて障害厚生年金も受給できるようになるため、リスクに対する備えも充実する。

⁸³ 中田大悟「次期年金制度改革の論点整理（2）：厚生年金適用拡大と国民年金加入期間延長」2023.7.19. 経済産業研究所 HP <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0729.html> 厚生年金財政の積立金は、労使が負担した保険料が元であるため、被用者保険の更なる適用拡大などによって、「給付調整の早期終了」を実施した場合に 1 号のために使われる積立金を少なくする努力が必要との指摘がある（島村暁代教授（立教大学）の指摘（「第 23 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(8)））。

⁸⁴ 中田 同上

⁸⁵ 是枝 前掲注(60), p.16; 小野正昭「基礎年金の給付水準低下問題への対応策について」『共済新報』64 巻 3 号, 2023.3, p.5. ただし、国民健康保険の加入者に占める無職者と低収入の短時間労働者の割合が増加することや、健康保険組合の財政にも影響が及ぶことも指摘されている（丸山桂「（財政検証と年金改革の課題（中））厚生年金の適用拡大 加速を」『日本経済新聞』2024.9.3.）。

⁸⁶ 是枝 同上

⁸⁷ 会計検査院による簡易的な試算によると、仮に名目下限措置がなく 2004 年度から毎年度スライド調整が行われていた場合、2016 年度までの累計で国庫負担が 3.3 兆円少なかったとされる（会計検査院「平成 29 年度決算検査報告」pp.875-877. <<https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/H29kensahoukoku.pdf>>）。

⁸⁸ 2018 年度より前はマクロ経済スライドを適用できなかった場合、未調整分のスライド調整率が後年に影響しない仕組みであったが、2016 年年金制度改革によって 2018 年 4 月から未調整分のスライド調整率が次年度以降に繰り越される仕組み（以下「キャリーオーバー」）となった。ただし、名目下限措置は維持された。キャリーオーバーは 2012 年の社会保障・税一体改革大綱において設定された「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」という課題に対応したものであり、導入に至るまでは、名目下限措置の撤廃の是非をめぐる議論もあったが、当時の高齢世代に配慮する形となった（木村真「マクロ経済スライドの現状と課題 発動と終了の条件」『社会保障研究』4 巻 4 号, 2020, p.484.）。

る。名目下限措置の撤廃は、将来世代の給付水準の確実な底上げになると指摘されている⁸⁹。経済団体からは、まずは、マクロ経済スライドの着実な発動のために名目下限措置の廃止を実現すべきといった提言がある⁹⁰。

おわりに

2040年代は日本の高齢者人口がピークに達する時期と推定されており、およそ3人に1人が年金受給世代になる。年金制度改革が効果を発揮するまでには、ある程度の年数を要することから将来を見据えた対応が必要となる。

基礎年金の財源の半分は国庫負担である。基礎年金の給付水準が上昇すれば国庫負担が大きくなり、低下すれば国庫負担は小さくなる。また、基礎年金の給付水準の高低が厚生年金保険における所得再分配機能の高低を決める。給付水準の変化や制度改革に伴う影響は、世代間で異なるだけでなく、世代内でも、現役期の働き方や賃金水準によって異なる。

年金制度改革は、負担面でも給付面でも国民生活への影響が大きく、かつ複雑である。国民の関心も高く、どのような施策を採用するにせよ、バランスの取れた真摯な議論と合意形成、国民の理解・納得を得るための丁寧な説明が求められる。

基礎年金の給付水準低下の程度は将来の社会経済状況に左右される。年金制度は負担と給付で成り立つ仕組みであり、制度の枠内で対処できることには、おのずと限界があることから、実質賃金の伸びを伴う経済成長を実現することも重要である⁹¹。

⁸⁹ 西沢和彦「マクロ経済スライド終了時期統一および基礎年金45年加入案の評価と課題」（税・社会保障改革シリーズ No.48）2021.4.6, p.8. 日本総合研究所 HP <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/viewpoint/pdf/12543.pdf>>

⁹⁰ 日本経済団体連合会「次期年金制度改革に向けた基本的見解概要」2024.9.30, p.9. <https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/064_gaiyo.pdf>; 経済同友会「「現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度の構築」～多様性を包摂し、公平・中立・簡素な制度へ～」（経済・財政・金融・社会保障委員会提言）2024.12, p.14. <<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/20241202e.pdf>>; 日本商工会議所・東京商工会議所「年金制度改革に関する提言（概要）」2024.11.21. <https://www.jcci.or.jp/file/kikaku/202411/20241121_gaiyou.pdf> 日本労働組合総連合会（連合）は、報酬比例部分のスライド調整については、年金受給者などへの影響を検証した上で、名目下限措置を撤廃するとの考え方を示す一方で、基礎年金については、国庫負担割合を段階的に引き上げて、マクロ経済スライドの対象から外すとの考え方を示している（「年金部会の検討事項に対する連合の考え方」（第13回中央執行委員会）2024.10.18. 日本労働組合総連合会 HP <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kurashi/nenkinkaikaku/data/activity_kurashi_insurance2024_doc03.pdf?4661>）。

⁹¹ 年金制度の枠内で対処可能なことは限定的であるとし、女性や高齢者の労働参加を促進し、高めの経済成長を維持していくことが年金問題の解決に当たって最も重要なことであるとの見解がある（高山憲之「公的年金制度の持続可能性と給付の十分性」『共済新報』65巻12号, 2024.12, p.12.）。